附則第十条に次の四項を加える。

23　法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受ける猶予適用者が、同項に規定する特定貸付農地等（以下この項及び第二十六項において「特定貸付農地等」という。）について法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十六項の規定により提出する同項の届出書には、特定貸付農地等に係る特定貸付け（法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付けをいう。第二十六項において同じ。）に関する事項その他の総務省令で定める事項を記載しなければならない。

24　法附則第十二条第一項及び第二項の規定において租税特別措置法第七十条の四の規定を準用し、又はその例による場合においては、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第九項第一号又は第二号に掲げる受贈者が同条第十項の規定により法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなされた場合であつて当該受贈者が有する租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文に規定する農地等のうちに法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二項第三号に規定する特定市街化区域農地等があるときは、当該特定市街化区域農地等については同条第一項に規定する農地等とみなす。

25　次の各号に掲げる受贈者（当該各号に掲げる受贈者の区分に応じ当該各号に定める規定の適用を受けているものに限る。）が法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第十項の規定により法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなされた場合における第四項の規定により読み替えられた法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十六項の規定の適用については、同項中「同項の不動産取得税の納期限」とあるのは「同項の規定によりその例によることとされる次条第一項の届出書を提出した日」と、「引き続いて同項」とあるのは「引き続いて法附則第十二条第一項」とする。

一　法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第九項第二号に掲げる受贈者　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第十項の規定

二　法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第九項第三号に掲げる受贈者　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第十三項の規定

26　法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第十八項及び第十九項の規定は、特定貸付けを行つた猶予適用者が、当該特定貸付農地等の全部又は一部について、一時的道路用地等の用に供するために当該特定貸付けに係る賃借権等を消滅させ、かつ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行つた場合について準用する。

附則第十条の二の二第一項の表の第一号を削り、同表の第二号中「電気通信設備の電源の用途」を「電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備（第三号において「電気通信設備」という。）の電源の用途（通常の電力の供給が断たれた場合その他総務省令で定める場合の用途に限る。第三号において同じ。）」に改め、同号を同表の第一号とし、同表の第三号を削り、同表の第四号を同表の第二号とし、同表の第五号を同表の第三号とし、同条第六項の表建設用粘土製品製造業の項、鉄鋼業の項、自動車教習所業で総務省令で定めるものの項及びゴルフ場業の項を削り、同条第七項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第五項を削り、同条第六項中「附則第十五条第五項」を「附則第十五条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第十五条第五項」を「附則第十五条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第十五条第六項」を「附則第十五条第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「附則第十五条第六項」を「附則第十五条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第十五条第六項」を「附則第十五条第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「附則第十五条第七項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項及び第二十六項を削り、同条第二十七項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十四項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十八項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条に次の三項を加える。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可